

市民参加推進員を募集します

市民参加推進員制度は、市民参加推進員に登録いただいた市民の皆さんが市から送付される市民参加に関する情報に基づき、自ら積極的な市民参加に努めていただくとともに、市民の皆さんのネットワークを活用して、多くの市民の皆さんに市民参加の働きかけを行っていただく制度です。

興味のあるものについて気軽に参加できる制度ですので、多くの市民の皆さんの登録をお待ちしています。

推進員の役割 市から送付される市民参加に関する情報を多くの市民の皆さんに周知していただくとともに、登録者も自ら興味のあるものに参加していただきます。

提供する情報の内容 附属機関の委員募集のお知らせ、市民意見提出制度（パブリック・コメント）による意見募集のお知らせ、市民説明会・ワークショップ等の開催のお知らせ、アンケート協力の依頼などの市民参加に関する情報

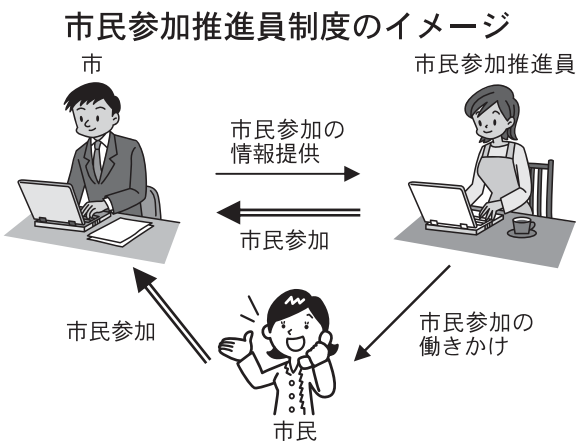
情報提供の方法 原則的に月に1回程度、ご登録いただいたEメールアドレスに情報をまとめて送信します。

※Eメールアドレスをお持ちでない方には、FAX、郵送等にて送付します。
登録資格 13歳以上の市内に居住し、通勤し、または通学する方

登録期間 登録した日から1年を経過する日の属する年度の末日まで
登録方法 登録は、「市民参加推進員

登録事項届出書」により随時受け付けます。届出書は、自治振興課または各総合支所、主要な公共施設に設置された市民参加コーナーにあります。必要事項を記入の上、郵送または持参、FAX、Eメールで、自治振興課自治振興係（〒346-8501 所在地記入不要 ☎22・3319 / Eメール jichishinko@city.kukig.jp）へ

その他 登録いただいたEメールアドレスを含む個人情報、市民参加推進員制度の目的以外の利用および第三者（他の市民参加推進員等）への提供は行いません。
問合せ 自治振興課自治振興係（内線2623）



市民意見提出制度による意見を募集します

次の案件について、皆さんのご意見を募集します。

・久喜市水道ビジョン(案)

計画の概要 本市水道事業の現状と課題を分析・評価し、将来にわたり安心・安全で良質な水を安定的に供給できるシステムづくりを推進するため、水道の将来像を定め、これを実現していくための取り組みを示すものとして策定するものです。

意見提出期間 4月20日(水)～5月19日(木) 消印有効

意見提出できる方

- ①市内に居住し、通勤し、または通学する方
 - ②市内で事業を営み、または活動する方
 - ③市に対して納税義務を有する方
 - ④案件に利害関係を有する方
- 計画(案)の閲覧** 久喜市水道ビジョン(案)は、市民参加コーナー、市ホームページ「市民参加のページ」で4月19日(火)からご覧になれます。
市民参加コーナー・意見箱設置場所

市役所1階ロビー、各総合支所、公文書館、ふれあいセンター久喜、中央公民館、東公民館、清久コミュニケーションセンター・西公民館、中央図書館、総合第1体育館

意見提出方法・問合せ 意見書(市民参加コーナーにあります。)に必要事項を記入の上、意見箱に投入していただくか、持参または郵送、FAX、Eメールで、水道業務課庶務係(〒346-0014 久喜市吉羽3

の4の7 ☎21・0469 / ☎21・1416 / Eメール suido-gyomu@city.kukig.jp)へ。なお、意見書は市ホームページからもダウンロードできます。

検討結果の公表 提出された意見の概要・意見に対する市の考え方・計画の案を修正したときはその修正内容を、市ホームページ、市民参加コーナー等で公表します(氏名・住所は公表しません)。なお、個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

内職を募集する事業所の皆さまへ

市では、家庭外で働くことが困難な方を支援するため、内職相談(内職に関する相談や仕事のあっせん)を行っています。

現在、内職希望者が多く、仕事を提供して下さる事業所が不足しています。

内職者をお探しの事業所におかれましては、内職相談まで求人情報をお寄せください。

◆内職相談

日時 毎週火・金曜日(祝日・年末年始を除く) 10時～12時、13時～16時

問合せ 商工観光課商工労働係 (内線2881)